

後期高齢者医療事務に係る特定個人情報保護評価書の修正内容及びその理由

頁	修正箇所		修正前	修正後	理由
3	I - 1	②	法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)	法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)	記載の体裁を修正
4	I - 2	システム1 ③	[_]その他 ( )	[○]その他 (国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム)	記載漏れのため追記
4	I - 2	システム2 ③	金融機関・財務連携代行システム、 <u>後期高齢システム</u>	金融機関・財務連携代行システム、 <u>庁内各業務システム</u>	国民健康保険事務評価書と記載を統一
5	I - 2	システム3 ③	[_]その他 ( )	[○]その他 (国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム)	記載漏れのため追記
7	I - 2	システム8 ②	(追加)	4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	住民基本台帳事務および地方税賦課徴収事務評価書と記載を統一
7	I - 2	システム8 ③	(追加)	システム基盤(市中間サーバ、個人基本、税宛名、 <u>社会保障宛名</u> )	記載漏れのため追記
10	I - 5	法令上の根拠	(追加)	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下、「条例」という。)	根拠法令の明確化および札幌市個人番号利用条例の施行に伴う追記
12	II - 2	④	[ ]健康・医療関係情報	[○]健康・医療関係情報	記載漏れのため追記
12	II - 2	④	② 健康・医療関係情報・・・保険給付(特定疾病療養受療証の引き渡し等)、 <u>特定健診業務のために保有</u> ⑧ 災害関係情報・・・災害に遭った被保険者からの保険料の減免措置を受け付け及び医療費の減免措置を受け付けるために保有 ⑨ 収容者情報・・・刑事施設等に収容された被保険者からの保険料減免申請を受け付けるために保有	② 健康・医療関係情報・・・保険給付(特定疾病療養受療証の引き渡し等)のために保有 ⑧、⑨の記載を削除	誤記のため修正
13	II - 2	⑤	平成27年10月5日	平成28年1月1日	誤記のため修正
13	II - 3	②	[○]庁内連携システム [○]その他(総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」))	[_]庁内連携システム [○]その他(総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)システム基盤)	庁内における連携はシステム基盤にて行うため修正
13	II - 3	③	(追加)	② 健康・医療関係情報・・・随時(変更時等)	記載漏れのため追記

後期高齢者医療事務に係る特定個人情報保護評価書の修正内容及びその理由

頁	修正箇所		修正前	修正後	理由
14	II - 3	⑤	(追加)	庁内連携による入手は番号法第9条第2項の規定に基づき制定する条例において明示されている。	庁内連携における明示理由も追記
15	II - 4	委託事項1 ②	後期高齢者医療システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託している。	後期高齢者医療システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	誤記のため修正
17	II - 5	提供・移転の有無	移転を行っている(3)件	移転を行っている(2)件	札幌市個人番号利用条例の施行に伴い移転先確定による修正
17	II - 5	移転先1	(仮の記載)	(正式な記載に修正)	札幌市個人番号利用条例の施行に伴い移転先確定による修正
18	II - 5	移転先2	(仮の記載)	(移転先2の記載を削除し、移転先3の記載を修正し転記)	札幌市個人番号利用条例の施行に伴い移転先確定による修正
18	II - 5	移転先2	総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)	LGWAN	すでに読み替えをしていたため修正
19	II - 6	②	高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため恒久的に保管する必要があるため、定められていない。	高齢者の医療に関する法律ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにするため。	記載に不備があり訂正
27 ～ 37	II	別添2	(追加)	※評価書参照	収滞納システムの記録項目の記載漏れのため追記
38	III - 2	リスク1	個人番号カード等と身分証明書の	個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の	記載の明確化
39	III - 2	リスク2	<団体内統合宛名システムにおける措置>	<システム基盤における措置>	基盤システム全般の記載であるため修正
39	III - 2	リスク2	(追加)	<国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置> システムへのアクセスについては、業務端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。  <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。	記載漏れとシステム外リスクへの措置を追記
40	III - 2	リスク3	個人番号カード等、身分証明書の	個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の	記載の明確化

後期高齢者医療事務に係る特定個人情報保護評価書の修正内容及びその理由

頁	修正箇所		修正前	修正後	理由
40	Ⅲ - 2	リスク 3	個人番号カード等と身分証明書の	個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の	記載の明確化
41	Ⅲ - 2	リスク 4	(追加)	<国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。	記載漏れのため追記
41	Ⅲ - 2	リスク 4	<団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。	<システム基盤における措置> システム基盤における接続は専用回線を用いているため外部に漏れることはない。	基盤システム全般の記載であるため修正
42	Ⅲ - 3	リスク 1	2 後期高齢者医療業務以外との情報連携が行われるためには、札幌市個人情報保護審議会による承認など札幌市個人情報保護条例に基づく手続きを行わなければならないこととなっている。	2 後期高齢者医療業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	特定個人情報の提供・移転は、番号法等の関係法令によるため記載を訂正
42	Ⅲ - 3	リスク 2	<後期高齢システムにおける措置>	<後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置>	記載漏れのため追記
42	Ⅲ - 3	リスク 2	(追加)	<広域連合標準システム窓口端末における措置> 1 発効管理 広域連合標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者(※)を特定し、担当者ごとのアクセス権限の付与及びユーザIDの割当を、本市から広域連合に対して申請することとしている。 ※事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のことで、実際に標準システムを操作する職員等を指す。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、担当者ごとのアクセス権限及びユーザIDの削除を、本市から広域連合に対して速やかに申請することとしている。  <後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムにおける措置>	記載漏れのため追記
43	Ⅲ - 3	リスク 2	～実施手順に記載している。	～実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	操作しなかった場合の記載を追記

後期高齢者医療事務に係る特定個人情報保護評価書の修正内容及びその理由

頁	修正箇所		修正前	修正後	理由
43	Ⅲ - 3	リスク 3	<u>システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用する</u> ことに対する注意喚起を行っている。	1 <u>外部媒体へのデータのコピーを禁じている。</u> 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 <u>臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。</u>	詳細な記載に修正
43	Ⅲ - 3	リスク 4	<後期高齢システムにおける措置>	<後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置>	記載漏れのため追記
45	Ⅲ - 5	リスク 1	<u>個人情報（特定個人情報を含む）の提供・移転に</u> あたり札幌市個人情報保護審議会による承認など札幌市個人情報保護条例に基づく手続きを行わなければならないこととなっている。	<u>個人情報（特定個人情報を含む）の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に</u> 限定される。	特定個人情報の提供・移転は、番号法等の関係法令によるため記載を訂正
47	Ⅲ - 6	リスク 2	<u>（総合行政ネットワーク等）</u>	<u>（LGWAN等）</u>	読み替えしているため修正
49	Ⅲ - 6	リスク 6、リスク 7	（記載の入れ替え）	リスク 6 の記載をリスク 7 へ、リスク 7 の記載をリスク 6 に転記	リスク 6 の記載とリスク 7 の記載が入れ違って記載されていたため訂正
51	Ⅲ - 7	リスク 1 ⑥	<後期高齢システムにおける措置>	<後期高齢システム・国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置>	記載漏れのため追記
52	Ⅲ - 7	リスク 2	（同上）	（同上）	同上
52	Ⅲ - 7	リスク 3	（同上）	（同上）	同上
53	Ⅳ - 1	①	順守	遵守	単語の訂正
53	Ⅳ - 1	②	（同上）	（同上）	同上
55	Ⅵ - 2	④	（追加）	・マイナンバーを導入することによってどのようなメリットがあるのかわからない。 ・リスクへの対策をとっていても、悪意のある人間による情報漏えいは起こるのではないか。 ・情報漏えいしたときに市はどのような対応を取るのか。 ・情報連携における札幌市個人情報保護審議会による承認とは何か。	パブリックコメントを経て追加

後期高齢者医療事務に係る特定個人情報保護評価書の修正内容及びその理由

頁	修正箇所		修正前	修正後	理由
55	VI - 2	⑤	(追加)	情報連携は、札幌市情報公開・個人情報保護審議会による承認ではなく番号法や条例など関係法令の規定に基づくものであるため、 <u>Ⅲ-3-リスク1およびⅢ-5-リスク1の記載をそのように修正。</u>	パブリックコメントを経て追加
55	VI - 3	①	(追加)	<u>平成27年9月14日</u>	第三者点検を経ての追加
55	VI - 3	②	(追加)	<u>学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。</u>	第三者点検を経ての追加
55	VI - 3	③	(追加)	<u>特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。</u>	第三者点検を経ての追加